

患者さんへのお知らせ

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品にかかる選定療養費について

2024年10月1日から対象の長期収載品（先発医薬品）を患者さん自身で希望された場合、選定療養費として自己負担となります。

【対象品目】

後発医薬品上市後5年を経過しているまたは、後発医薬品の置換率50%に以上なった長期収載品



選定療養費は健康保険の対象外となります。

令和6年10月 徳島大学病院